

下関市感染症予防計画記載事項

保健所設置市 記載項目	下関市感染症予防計画(案)	山口県感染症予防計画(案)
必須	<p>(※ 巻末に参考資料として、山口県感染症予防計画第一章を抜粋)</p> <p>第一 感染症の発生予防のための施策に関する事項</p> <p>感染症発生動向調査体制の整備、結核に係る定期の健康診断、予防接種の推進、施設内感染対策、災害発生時の防疫措置 等</p>	<p>第一 感染症の予防の推進の基本的な方向と役割</p> <p>事前対応型行政の構築、県民個人個人に対する感染症の予防及び治療に重点を置いた対策、健康危機管理の観点に立った迅速かつ的確な対応</p> <p>第二 感染症の発生予防のための施策に関する事項</p> <p>感染症発生動向調査体制の整備、結核に係る定期の健康診断、予防接種の推進、施設内感染対策、災害発生時の防疫措置 等</p>
必須	<p>第二 感染症のまん延防止のための施策に関する事項</p> <p>防疫措置の実施、積極的疫学調査のための体制の構築、食品衛生対策及び生活衛生対策との連携、新感染症の発生時の対応 等</p>	<p>第三 感染症のまん延防止のための施策に関する事項</p> <p>防疫措置の実施、積極的疫学調査のための体制の構築、食品保健対策及び環境衛生対策との連携、新感染症の発生時の対応 等</p>
任意	<p>(※ 巻末に参考資料として、山口県感染症予防計画第四章を抜粋)</p>	<p>第四 感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究に関する事項</p> <p>保健所や環境保健センター等の関係機関が連携した、感染症及び病原体等に関する情報の収集、調査及び研究の推進 等</p>
必須	<p>第三 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項</p> <p>感染症の病原体等の検査の推進、総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制 等</p>	<p>第五 感染症の病原体等の検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項</p> <p>感染症の病原体等の検査の推進、総合的な病原体等の検査情報の収集、分析及び公表のための体制の構築 等</p>

保健所設置市 記載項目	下関市感染症予防計画(案)	山口県感染症予防計画(案)
(都道府県) 必須 任意 必須 (都道府県)	<p>(※ 巻末に参考資料として、山口県感染症予防計画第六章を抜粋)</p> <p>第四 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項</p> <p>平時からの消防機関等との連携や専用車両の確保、訓練の実施等による患者の移送体制の確保</p> <p>(※ 巻末に参考資料として、山口県感染症予防計画第八章を抜粋)</p> <p>第五 新型インフルエンザ等感染症及び新感染症の外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項</p> <p>県や関係機関等との連携等による、外出自粛対象者への健康観察、医薬品や生活必需品等の支給等の生活支援の実施 等</p> <p>(※ 巻末に参考資料として、山口県感染症予防計画第十章を抜粋)</p>	<p>第六 感染症に係る医療を提供する体制の確保に関する事項</p> <p>指定医療機関等による良質かつ適切な感染症医療の提供、新興感染症の発生及びまん延に備えた医療提供体制の確保、医薬品等の備蓄及び確保 等</p> <p>第七 感染症の患者の移送のための体制の確保に関する事項</p> <p>平時からの消防機関等との連携や専用車両の確保、訓練の実施等による患者の移送体制の確保</p> <p>第八 宿泊療養施設の確保に関する事項</p> <p>民間宿泊業者や医療機関等との協定締結による、新興感染症の発生・まん延時に備えた施設の確保及び宿泊療養者への医療提供体制の整備</p> <p>第九 新型インフルエンザ等感染症及び新感染症の外出自粛対象者の療養生活の環境整備に関する事項</p> <p>市町や関係機関等との連携等による、外出自粛対象者への健康観察、医薬品や生活必需品等の支給等の生活支援の実施 等</p> <p>第十 感染症の予防又はまん延防止のための総合調整又は指示の方針に関する事項</p> <p>市町や医療機関等に対する体制整備等に係る総合調整等の実施及び、県感染症対策連携協議会も活用した入院調整体制の構築等</p>

保健所設置市 記載項目	下関市感染症予防計画(案)	山口県感染症予防計画(案)
必須	<p>第六 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項</p> <p>保健所や医療機関等における人材の養成及び資質の向上等に向けた研修・訓練等の実施や、関係機関等が実施する研修等への参加促進 等</p>	<p>第十一 感染症の予防に関する人材の養成及び資質の向上に関する事項</p> <p>保健所や環境保健センター、医療機関等における人材の養成及び資質の向上等に向けた研修・訓練等の実施や、関係機関等が実施する研修等への参加促進 等</p>
必須	<p>第七 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項</p> <p>保健所における平時から感染症の拡大を想定した体制の整備、研修等を通じたIHEAT要員による支援体制の確保 等</p>	<p>第十二 感染症の予防に関する保健所の体制の確保に関する事項</p> <p>保健所における、平時から感染症の拡大を想定した体制の整備、研修等を通じたIHEAT要員による支援体制の確保 等</p>
必須	<p>第八 緊急時における感染症の発生予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策（国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項</p> <p>緊急時における医療体制や、関係機関や県、他の自治体、国等との連絡・連携体制の整備 等</p>	<p>第十三 緊急時における感染症の発生予防及びまん延の防止並びに医療の提供のための施策（国との連携及び地方公共団体相互間の連絡体制の確保を含む。）に関する事項</p> <p>緊急時における医療体制や、県内関係機関や他の都道府県、国等との連絡・連携体制の整備 等</p>
任意	<p>第九 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに患者等の人権の尊重に関する事項</p> <p>あらゆる機会を通じた正しい知識の普及、的確な情報提供を行うための報道機関との連携、保健所における相談等の推進 等</p>	<p>第十四 感染症に関する啓発及び知識の普及並びに患者等の人権の尊重に関する事項</p> <p>あらゆる機会を通じた正しい知識の普及、的確な情報提供を行うための報道機関との連携、保健所における相談等の推進 等</p>

【保健所設置市：目標値設定必須項目】

検査の実施件数(実施能力)、検査設備の整備数

医療従事者や保健所職員等の研修・訓練回数

保健所の感染症対応業務を行う人員確保数、即応可能なIHEAT要員の確保数
(IHEAT 研修受講者数)